

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安非法制違憲訴訟の会
No.12 2019年3月8日
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6
渋谷協栄ビル 6階
電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287
Mail : office@anpoiken.jp
Web : http://anpoiken.jp

1月31日安非法制違憲国賠訴訟再開

昨年7月20日に行われた第8回の期日で裁判官3名を忌避してから、地裁、高裁、最高裁での忌避申立の審理を経て、昨年12月25日の最高裁の抗告棄却の決定を受けて、第9回国賠訴訟が本年1月31日に行われました(右下表参照)。

この日は、今後の日程調整が主な課題で短いものでしたが、心なしか裁判官の表情は穏やかで、半年前の期日のいかにも対決するという姿勢とは異なって見えました。忌避の申立てというのは、これが認められて裁判官が交代することはまずないと言われていたのですが、裁判体の姿勢が改善するという例はあるようです。

忌避の決定は公開の法廷ではない

ちなみに、忌避の申立てに対する裁判所の判断は、「決定」です。「判決」ではありません。みなさんご存知のように、憲法で裁判が公開の法廷で開かれなければならないことが決められています。けれども、今回、忌避の決定までの審理には、特に口頭弁論は開かれていません。判決を導き出すための審理は公開の法廷で行われるのですが、決定のための審理は、公開の法廷で行うことが法律上求められていないのです。

憲法第82条1項には、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」とあり、2項には「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない」とあります。裁判官の資質を開かれ

た場で議論することは、国民の権利を守るために重要と思うのですが、忌避の裁判が公開の法廷で行われる日がいつかあるのでしょうか。

国賠訴訟の今後

そして今回、忌避の申立てが認められなかったことで、証人申請を却下した裁判長の訴訟指揮は上級裁判所により事実上追認されました。したがって、東京の国賠訴訟では証人尋問は行われません。

次回、4月12日の期日(国賠訴訟)には、証人尋問に代わる意見書、陳述書、その他安非法制施行後の変化を示す様々な証拠の提出を予定しています。

大切な裁判になりますので、ぜひ、大勢お集まりください。

気になる全国の裁判

1月半ば、札幌地裁の口頭弁論で、申請していた原告や証人の尋問について法廷で一切の審理をせず、いきなり裁判長が「結審」を宣言しました。原告弁護団長はすかさず、忌避を申立てました。札幌では、東京に比べて忌避に対する判断が早いスピードで行われているようです。裁判所の対応には、全国的に危機感を持たなければならない状況です。今、札幌訴訟では抗議のハガキや署名活動にも取組んで、全国に協力を呼びかけています。ぜひ、応援してください!

(事務局次長 山口あずさ)



2019年1月31日 第9回国賠期日東京地裁前

東京国賠訴訟忌避申立経緯	
2018年7月20日	口頭弁論時に忌避
7月23日	原告: 忌避申立理由書提出
8月10日	地裁決定: 申立て却下
8月20日	原告: 抗告状提出
9月3日	原告: 抗告理由書提出
9月28日	高裁決定: 抗告棄却
10月9日	原告: 特別抗告申立書提出
10月31日	原告: 特別抗告理由書提出
11月27日	最高裁: 記録到着通知書受領
12月25日	最高裁決定: 抗告棄却

安非法制違憲国賠訴訟再開!
第10回東京国賠期日・最終証拠提出(4月12日)

差止第9回口頭弁論

前回のニュースでも詳しくご紹介しましたとおり、昨年末、12月14日に第9回差止期日では、総勢6名の原告本人尋問が行われました。いずれも安保法制が違憲であると訴えている原告の被害を立証するために、必要かつ十分な証言でした。以下に一言ずつですが、ご紹介します。

田中熙巳さん「戦争を起こさないようにする、大量殺戮兵器である核兵器を地球上からなくさなければならない」

原かほるさん「私と同じような障害を持つ人を何十万、何百万と生み出してしまふ戦争を避けなければならない」

橋本次男さん「JR貨物の運転手をしております。自衛隊が外国で手助けをした報復として狙われるのではないかと、職場で言われるようになりました」

森謙治さん「在日米軍、厚木基地の周辺に住んでいます。イラク戦争や湾岸戦争が起こったときには、飛行機がどんどん飛ぶ、戦争と背中合わせの生活をしていました」

小川佳代子さん「私は、じぶんの母と同じように、『日本には平和憲法があってよかったね』と子どもたちに言うおばあちゃんになるんだと思っていました」



飯島滋明さん「戦争で片がつくと考えている方がよっぽど平和ボケだと思います。戦場に行かされ殺し殺されるのは一般自衛官。彼らは安保法制に反対です」

ところで、国賠訴訟と同じように差止訴訟でも、2期日あった原告本人尋問の1回目と2回目の間に裁判官が2名交代しています。審理の流れとしては、国賠と同様、これから専門家証人の尋問をするべく、証人申請をするという流れになっています。次回、第10回（3月18日）の口頭弁論は、原告弁護団が提出している「証人尋問の必要性に関する意見書」について、裁判所が判断を下す期日になります。たいへん重要な期日になりますので、ぜひ、103号法廷をいっぱいにしてください！

（事務局次長 山口あずさ）

安倍政権は県民投票で示された沖縄県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設を中止せよ

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック 木村 辰彦

2月24日に投開票された辺野古埋め立ての賛否を問う県民投票で、辺野古新基地建設に反対する県民の民意が示されました。

政府、自民党の介入で、当初は沖縄、うるま、宜野湾、宮古島、石垣の5市が不参加でしたが、県民の「投票権を奪うな」との声の広がり、全県での実施が実現しました。

投票率は52.48%。反対の投票数は434,273票で、投票総数の71.7%を占め、全市町村で反対多数となりました。

今回の票は、昨年9月の県知事選挙での玉城デニー氏の得票396,332票、さらに2014年の11月の県知事選挙での翁長雄志氏の得票360,820票を上回り、県民の辺野古新基地建設に反対する民意がより力強くなっていること

が明らかになりました。

安倍政権は、この間の2回の県知事選挙で、辺野古新基地建設に反対する民意が示されたにもかかわらず、「選挙には様々な争点がある」として埋め立て工事を強行してきました。政府がこの県民投票で示された民意を無視することは、県民の意思のみならず、民主主義、地方自治をも踏みにじる暴挙であり、絶対に許すことはできません。

政府は隠し続けていた大浦湾側の深さ70～90mの超軟弱地盤の存在を認め、海底地盤の強化のために77,000本の砂杭を打ち込む例のない大工事を行うと発表しました。しかし、実際には工事を行う船を所有する業者も日本には存在しないとのこと。沖縄県の試算によれば、工事の費用も当初の2,400億円から2兆5,500億円に膨らみ、地盤改良工事のためには玉城知事への申請が必要で、知事が認めなければ工事を進めることはできません。辺野古新基地建設が破綻していることはあきらかです。

政府は、県民の民意を受け止めてただちに工事を中止し、普天間基地の閉鎖・撤去に向けて米国と粘り強く交渉すべきです。

今こそ、県民投票の勝利を受けて、全国の皆さんが沖縄と連帯し、辺野古新基地建設を許さない闘いに立ち上がる時です。



「憲法に自衛隊明記」の策動を阻止する

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク代表 寺井 一 弘

安保法制違憲訴訟は現在全国各地地方裁判所で25の審理が展開されて剣ヶ峰を迎えようとしています。他方において安倍総理による「憲法9条の2に自衛隊を明記する」という策動が急浮上してきています。このテーマはわが国の平和憲法のあり方にとってきわめて重要であるとともに安保法制違憲訴訟にも少なからぬ影響を与えることとなりますので、その現状と問題点について簡潔にご報告させていただきます。

端的に言って、衆参の両議院で3分の2を超える現有勢力の改憲派を利用して本年夏に予定されている参議院選挙の前に国会発議を強行してくる危険性が高く、場合によってはそのための国民投票を参議院選挙と同時に実施する可能性も大きいという問題であります。私は「禁じ手」を使った2014年7月1日の閣議決定の「解釈改憲」による近代立憲史上にも例がない憲法破壊を強行した安倍政権が国柄を根本的に転換させる暴挙を再び短期間のうちに冒すことは絶対許せないと考えていますが、安倍総理が残り2年半の任期中に改憲を図るにはこの時期しかないこと、この間の民主主義を無視した数々の政治的手法に鑑みれば、こうした画策を現実的なものとして最大限の警戒心を持つべきだと判断しております。

安倍総理はことある毎に「自衛隊明記の改憲でこれまでの9条解釈は何も変わらない」と説明していますが、これは全くの詭弁であります。ここで詳しく説明する字数はありませんが、実は安倍総理が強行した9条の「解釈改憲」は「昭和47年政府見解の曲解」という法論理ですらない虚偽（不正行為）によるものであったことが明らかになっております。そして、現在の9条1項、2項を残したままで「9条の2として自衛隊を明記する」という手法は戦力の不保持や交戦権を否認した9条2項を削除するのと同じ結果をもたらします。「後法は前法を破る」というローマ法以来の原則のもとにこれまでの憲法9条が骨抜きされることは明らかです。つまり、自衛隊の憲法明記が国民投票により承認されれば、自衛隊という「軍隊」に民主的正当性が与えられ、2015年9月に成立した安保法制により「集団的自衛権を行使し、アメリカの戦争に加担し、他国で武装勢力と戦闘する自衛隊」、もっといえば海外で「人を殺し、殺される自衛隊」となるのです。そして政府は国民投票で認められた「軍隊」をしっかりしたものにするために自衛隊の活動範囲を広げ、防衛費を増加させ、軍需産業の育成や武器輸出を推進し、自衛官の募集を強化するとともに国防意識を教育現場で強制するなど社会の隅々まで軍国主義化していくことを狙っています。私たちは災害救助で頑張っている自衛隊が可哀想という感情論に流され

ず、憲法9条が死文化し、自衛隊が憲法上の組織に格上げされた後のことについて想像力を十分に働かせる必要があります。

私はこうした怖るべき事態を踏まえて、去る1月30日に「平和憲法の破壊は許さない—なぜいま、憲法に自衛隊を明記してはならないのか」のブックレットを伊藤真弁護士、小西洋之参議院議員とともに執筆して日本評論社から刊行させていただきました。限られた期間ながらそのブックレットは1万部以上の印刷をして現在全国の書店で販売されています。そして私どもはそのブックレットを携えてこれまで、野党の代表や党首及び憲法関係の責任者をつとめる国会議員との懇談を重ねて参りました。皆様とは率直な意見を交換いたしました。国民投票は夏の参議院選挙と同時に、場合によっては衆参ダブル選挙も合わせたトリプル投票となる危険性もある」という情勢認識で一致して、今後国会でも十分な取り組みをしていくことを約束させていただきました。

通常国会が始まった1月28日からは厚生労働省の統計問題の不祥事が話題となっていますが、私たちは安倍総理の自衛隊を憲法に明記するというトーンが頗る高まっていることに注目しておくべきだと考えています。2月14日の国会答弁で6割の地方自治体が自衛隊に協力しないことを感情剥き出しで表明したこと（これは法律上認められている国からの要請を強制という形に変更するものです）が典型ですが、これに先立つ施政方針演説では日露戦争開戦時の明治天皇の和歌を引くなど歴史錯誤ともいふべき異常な事態が惹起されています。2月10日の自民党大会の挨拶で「憲法にしっかりと自衛隊を明記して違憲論に終止符を打つ」と述べたことも看過してはならないと思っています。

最後になりますが、私どもがお会いした大手新聞の論説委員のお一人は「安倍総理の側近がしばらく前に今度の参議院選挙は必ずトリプル投票となると語っていたが、客観的には現在の国会情勢はそういう状況にはなっていない。しかし、改憲への意欲がきわめて強い安倍氏は徹底したりアリストでもあるので、状況を創出しながら国民投票を仕掛けてくる危険性が十分あり得る」と述べていたことを紹介しておきたいと思えます。

私はこれからの数ヶ月、緊張感と警戒心をさらに強め、2月24日の沖縄県民投票の戦いに深く学びながら、国民・市民の方々と固く連帯して「自衛隊の憲法明記」の策動を断固として阻止していきたいと決意しています。



全国の提訴・裁判の状況 (2019年3月8日現在)

提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	4月12日 11:00
	差止・国賠	3月18日 14:00
	女の会 国賠	3月8日 14:30
札幌	差止・国賠	忌避申立て中
釧路	国賠	4月26日 14:30
福島 (いわき)	国賠	3月13日 13:30
神奈川 (横浜)	差止・国賠	4月25日 11:00
埼玉 (さいたま)	国賠	3月20日 15:00
群馬 (前橋)	国賠	3月27日 14:00
山梨 (甲府)	国賠	5月14日 15:00
長野	国賠	5月31日 10:30
愛知 (名古屋)	国賠	4月19日 11:00
大阪	差止・国賠	4月23日 15:00
京都	国賠	3月18日 15:00
岡山	国賠	5月15日 11:00
広島	差止・国賠	4月17日 13:30
山口	国賠	6月5日 14:00
高知	国賠	3月12日 11:30
福岡	国賠	5月14日 14:00
	差止・国賠	4月24日 14:00
長崎	国賠	5月20日 11:10
大分	国賠	3月28日 10:30
鹿児島	国賠	5月13日 15:00
宮崎	国賠	6月3日 15:00
沖縄 (那覇)	国賠	3月19日 13:30

東京地裁次回期日

【差止・第10回期日】2019年3月18日(月)

- 13:00 地裁前アピール行動!
- 13:30 傍聴券抽選
- 14:00 **開廷 (103号法廷)**
- 16:00 報告集会 参議院議員会館 101 会議室
- 17:45 原告集会 (第13回読書会 ※見学可)

【国賠・第10回期日】2019年4月12日(金)

- 10:00 地裁前アピール行動!
- 10:30 傍聴券抽選
- 11:00 **開廷 (103号法廷)**
- 13:00 報告集会 参議院議員会館 101 会議室
- 14:45 原告集会



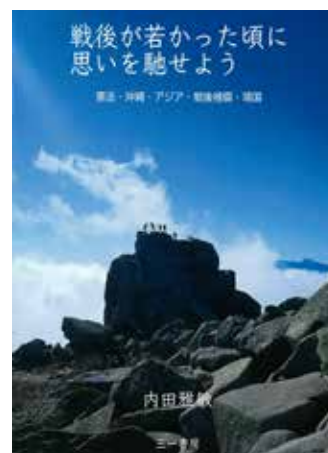
金平茂紀氏 推薦!

(ジャーナリスト)

自衛隊明記の改憲で憲法9条の解釈は何も変わらないという安倍総理の説明は本当なのでしょうか? 平和と民主主義の日本の国柄が根本的に変わり、アメリカと共に戦争をする国になってしまうかどうか、今私たちに問われているのです。

『平和憲法の破壊は許さない』

一なぜいま、憲法に自衛隊を明記してはならないのか
寺井一弘、伊藤真、小西洋之著 日本評論社刊
2019年1月末刊 800円+税



72年前の敗戦、空襲の恐怖から解放された人々は、青い空、夜空の星の美しさを改めて認識した。人びとが美空ひばりに共感したのは、その歌唱力のためだけではなかった。

「声をあげて叫びたいほどの解放感があった」(佐藤功)。戦後が若かったころに思いを馳せようではないか。

本文より

『戦後が若かった頃に思いを馳せよう』

内田雅敏著 三一書房刊
2019年2月刊 1800円+税

ご支援のお願い

新しい年度になりますので、会員の方はご継続をお願いします。また、まだ会員になっていない方は、どうぞご入会ください。安保法制違憲訴訟は多くの方に支えられています。年会費一口3000円(何口でもかまいません)です。裁判費用やニュースの発行、また支える会の活動などに使用します。

アンボホウセイイケンソシヨウヲササエルカイ
口座名義: 安保法制違憲訴訟を支える会

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょ銀行外: 口座記号・番号: 00140-514288

ATM: 口座記号・番号: 001405-514288

窓口: 口座記号・番号: 00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番: 〇一九 (ゼロイチキョウ)

預金種目: 当座 口座番号: 0514288

安保法制違憲訴訟を支える会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館内 平和フォーラム気付
tel.03-5289-8222 fax.03-5289-8223
E-mail soshou.sasaeru@gmail.com